

羽 島 市 の 環 境

令和5年

羽島市 生活環境部 生活環境課

【市民憲章】

わたくしたちの先人は、木曾・長良の水による試練に耐えて、豊かな土地と、すばらしい文化をつくりあげてきました。

わたくしたちは、この伝統ある羽島市民として、限りない誇りと希望をもち、より充実した日々をすごすため、

- 1 安全に努め、健康なまちをつくれます。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくれます。
- 1 自然を愛し、緑豊かなまちをつくれます。
- 1 仕事に励み、活気のあるまちをつくれます。
- 1 家庭を守り、心のふれあうまちをつくれます。

(昭和54年4月1日制定)

目 次

第1章 総 論

第1節 羽島市の概要

1 羽島市の位置	1
2 気候	2
3 人口及び世帯	3
4 土地利用の状況	4

第2節 環境保全への取組み

1 環境政策体系	5
2 環境保全の施策	5
3 公害状況・環境に関する通報	6

第2章 環境保全の現状と対策

第1節 大気汚染の現状と対策

1 概 要	8
2 現 状	8
(1) 二酸化硫黄 (SO ₂)	
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)	
(3) 二酸化窒素 (NO ₂)	
(4) 光化学オキシダント	
(5) 微小粒子状物質 (PM _{2.5})	
3 対 策	11
(1) ばい煙発生施設等発生源の抑制	
(2) 工場・事業場の規制及び指導	
(3) 緊急時の措置	

第2節 水質汚濁の現状と対策

1 概 要	14
2 現 状	14
(1) 主要河川の水質	
3 対 策	16
3-1 生活排水対策	
(1) 啓発活動	
(2) 公共下水道の整備	
(3) 合併処理浄化槽設置補助金の交付	
3-2 排水規制 (工場・事業場の規制及び指導)	

第3節 騒音・振動の現状と対策

1 概 要	19
2 現 状	19
(1) 自動車騒音面的評価	
(2) 一般地域の環境騒音	
(3) 新幹線鉄道騒音	
(4) 特定建設作業騒音・振動	
(5) 工場及び事業場の騒音	
(6) その他の騒音	
3 対 策	23
(1) 新幹線鉄道騒音・振動対策	
(2) 特定建設作業騒音・振動対策	
(3) 工場・事業場の規制及び指導	

第4節 悪臭の現状と対策

1 概 要	25
2 現 状	25
3 対 策	26

第5節 地盤沈下の現状と対策

1 概 要	27
2 現 状	27
(1) 一級水準測量調査	
(2) 地下水位調査	
3 対 策	28

第6節 有害化学物質の現状と対策

1 概 要	29
2 現 状	29
3 対 策	29

第7節 一般廃棄物の減量及びリサイクル

1 一般廃棄物処理基本計画	30
2 現 状	31
3 対 策	31

資 料 集

1 環境行政の歩み	33
2 環境基準・規制基準	34
3 主な環境関係用語	47
4 羽島市環境基本条例	61
5 羽島市美しいまちづくり条例	65

第1章 総 論

第1節 羽島市の概要

1 羽島市の位置

羽島市の位置



羽島市は、東西 8.77km、南北 12.86km、面積 53.66 km²、岐阜県の西南部に位置し、木曽川、長良川に挟まれた高低差の少ない平坦地で構成されている。

市役所の位置	東西			南北		
	経度・地名		距離	緯度・地名		距離
東経 136° 42′ 10″ 北緯 35° 19′ 10″	極東	東経 136° 45′ 24″ 正木町南及 東経 136° 39′ 36″ 桑原町西小薮	8.77km	極南	北緯 35° 14′ 22″ 桑原町小薮 北緯 35° 21′ 12″ 足近町北宿	12.86km
市役所の海拔	極西			極北		
	6.96m					

資料: 令和4年版羽島市統計書

2 気候

羽島市の気候は温暖な気候である。夏は高温多湿で、冬は乾燥した晴天が多い。

【平均気温・雨量・平均湿度(月別)】

(単位:℃・mm・%)

年	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
区 分	平均気温	雨 量	平均気温	雨 量	平均気温	雨 量	平均気温	雨 量	平均気温	平均湿度
1 月	3.4	44.0	4.6	11.5	7.3	56.0	4.4	57.0	3.7	74.8
2 月	4.1	16.0	6.6	49.0	6.5	56.0	6.7	46.0	3.7	76.9
3 月	10.2	175.5	9.4	52.5	10.0	90.5	11.1	182.0	10.0	68.1
4 月	15.7	207.0	13.3	133.5	12.5	154.5	14.4	190.0	16.1	69.7
5 月	19.3	253.5	20.0	107.5	19.9	169.5	18.7	228.0	18.9	66.8
6 月	23.1	161.5	22.8	194.0	24.2	205.5	23.5	210.0	24.0	75.3
7 月	29.1	219.5	25.9	347.0	25.0	352.0	27.4	173.0	27.3	80.0
8 月	29.0	80.0	28.8	172.5	29.8	83.0	27.3	354.0	28.0	80.2
9 月	23.2	314.0	26.0	85.5	24.9	155.5	23.6	215.0	25.6	79.0
10 月	18.2	42.5	19.7	267.5	17.4	182.0	19.4	34.0	17.8	73.4
11 月	13.3	34.0	12.9	10.0	13.3	36.0	12.5	68.0	14.1	75.3
12 月	7.5	61.0	8.3	63.5	6.8	22.0	6.8	124.0	6.2	76.3
平 均	16.3	134.0	16.5	124.5	16.5	130.2	16.3	156.8	16.3	74.7

資料：令和 5 年版羽島市消防年報

令和 3 年で雨量測定終了に伴い、令和 4 年から湿度を記載。

3 人口及び世帯

令和5年3月31日現在の人口は66,729人、世帯数は27,660世帯、一世帯あたりの人口は約2.41人となっている。

【年度別人口の推移】

(単位：世帯・人)

区 分	世 帯 数	人 口			1世帯あたりの 人 口
		総 数	男	女	
平成30年度	26,358	67,700	33,478	34,222	2.57
令和元年度	26,706	67,484	33,370	34,114	2.53
令和2年度	26,995	67,241	33,202	34,039	2.49
令和3年度	27,174	66,920	32,956	33,964	2.46
令和4年度	27,660	66,729	32,901	33,828	2.41

※各年度3月31日現在の総人口

資料：住民基本台帳人口移動集計表

4 土地利用の状況

羽島市は、木曾川と長良川に挟まれた平坦地に展開しており、農業振興地域が 3,660ha と行政区域面積の約 7 割を占めている。

市街地は、市域の中央部に形成され、住宅地が竹鼻町を中心とした一般県道竹鼻停車場線及び市南部の旧一般県道羽島稲沢線沿線に、商業地が竹鼻町の中心街を核とした周辺地域、東海道新幹線岐阜羽島駅周辺地域、一般県道岐阜羽島線及び主要地方道大垣一宮線等の沿道地域に分布している。また、大垣一宮線以南において工場が分散立地しており、住工混在の状況となっている。

【地目別面積】

(単位：ha)

区 分	総 面 積	水 田	畑・果樹園等	そ の 他（宅地等）	山 林
平成 30 年	5,366	1,541	630	3,195	0
令和元年	5,366	1,531	625	3,210	0
令和 2 年	5,366	1,521	622	3,223	0
令和 3 年	5,366	1,512	619	3,235	0
令和 4 年	5,366	1,501	610	3,255	0

※各年 1 月 1 日現在

資料：令和 4 年版羽島市統計書

【用途地域別面積】

区 分	面 積 (h a)	総面積に対する割合 (%)	用途地域に対する割合 (%)
総 面 積	5,366	100.0	—
用 途 地 域 指 定 面 積	1,420.5	26.5	100.0
第 1 種低層住居専用地域	68	1.3	4.8
第 2 種低層住居専用地域	6	0.1	0.4
第 1 種中高層住居専用地域	226	4.2	15.9
第 2 種中高層住居専用地域	52	1.0	3.7
第 1 種 住 居 地 域	347	6.5	24.4
第 2 種 住 居 地 域	92	1.7	6.5
準 住 居 地 域	43	0.8	3.0
近 隣 商 業 地 域	77	1.4	5.4
商 業 地 域	77	1.4	5.4
準 工 業 地 域	433	8.1	30.5
調 整 区 域	3,945.5	73.5	—

資料：令和 4 年版羽島市統計書

第2節 環境保全への取り組み

1 環境政策体系

(1) 羽島市第六次総合計画実施計画【後期】

令和2年度から令和6年度を計画期間とする「羽島市第六次総合計画実施計画【後期】」においては、環境保全に対する市民意識を一層高めるため、啓発活動の推進や市民参加による環境美化活動等を推進するとともに、公害に対する監視体制を強化することを施策の基本方針としている。

また、5R運動の推進等により、ごみの減量化を進めるとともに、し尿処理についても適正な処理を行い、安定的な運営に努めることとしている。

(2) 基本となる条例

羽島市では、平成31年4月に豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念を定めた「羽島市環境基本条例」を制定した。また、令和3年3月には、羽島市環境基本条例に基づき、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「羽島市環境基本計画」を策定した。

(3) 関連する条例

羽島市環境基本条例のほかにも関連する条例等を制定し、豊かで快適な環境の維持に努めている。

- ・羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同施行規則（廃棄物処理）
- ・羽島市美しいまちづくり条例・同施行規則（環境保全）

2 環境保全の施策

(1) 公害対策事業

水質、騒音等の監視、指導を行うことにより、公害のない環境を目指す。

- ① 市内河川等の水質検査を行い、水質状況を把握する。
- ② 県と合同で事業場に対して立入を行い、排水の検査を行う。
- ③ 市内の騒音を測定し、環境基準達成状況を把握する。

(2) 環境美化事業

良好な生活環境を確保する観点から、公害に限らず幅広く生活環境の美化を図る。

- ① 生活排水対策
 - ・希望する自治会に対し、家庭から出る廃食用油の回収を年4回行う。
- ② 羽島市美しいまちづくり条例の適用
 - ・雑草繁茂地の土地所有者に対して、土地の適正管理の指導を行う。
- ③ 羽島市環境美化看板支給要綱の実施
 - ・希望する自治会に対し、環境美化看板の支給を行う。

(3) 環境管理システム推進事業

平成 22 年度から、環境管理システムとして ISO14001 を基に自己宣言方式により運用し、羽島市におけるエネルギーの使用量を削減し、排出される温室効果ガスの削減を図ることにより、地球温暖化防止対策をする。

3 公害状況・環境に関する通報

(1) 公害状況

公害防止計画は、環境基本法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定するものである。羽島市については策定地域から除外されている。

個別の公害については典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）のうち、「騒音」「振動」「悪臭」は羽島市が、その他は県が対応している。また、公害紛争処理法によりあっせん、調停、仲裁及び裁定の制度として県に公害審査会が設置されている。

(2) 環境に関する通報

「環境」という言葉は生活の幅広い範囲にわたって使用されるため、市民から多種多様な通報が生活環境部には寄せられており、令和 4 年度に市民から寄せられた環境関連通報件数は、下記のとおりとなっている。

【通報（対応）件数】

① 公害(典型 7 公害)事案通報件数・・・29 件

・ 典型 7 公害として環境省へ報告した件数

（水質汚濁…7 件、騒音…9 件、振動…9 件、悪臭…4 件）

② 廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報・・・100 件

③ 不法投棄通報件数・・・168 件

④ 美しいまちづくり条例に関する通報

・ 環境美化看板支給枚数(自治会からの申請による)・・・112 枚

（ふん害防止…32 枚、ポイ捨て禁止…21 枚、不法投棄防止…59 枚）

・ 管理指導を行った雑草繁茂地の件数・・・298 件

⑤ その他の通報事案・・・92 件

（法令で規制されていないものも含む）

（通報の実例）

・ 隣家の木の越境

・ 鳥の糞害

・ 犬のフン害

・ 蜂の巣の駆除

・ 野良猫の餌付

・ 解体工事の粉塵

・ 浄化槽悪臭

・ 魚斃死

など

【通報（対応）件数の推移】

項 目			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1.公害事案通報件数							
典型 7 公害	大気汚染		0	0	0	0	0
	水質汚濁		4	1	7	10	7
	土壌汚染		2	1	0	0	0
	騒音		1	1	7	5	9
	振動		1	0	2	1	9
	悪臭		0	2	3	6	4
	地盤沈下		0	0	0	0	0
	合計		8	5	19	22	29
2.廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報			80	75	108	67	100
3.不法投棄処理件数							
家庭生活における生ごみ			57	29	34	51	44
紙くず、ぼろきれ等粗大ごみ以外のごみ			25	9	10	8	2
缶、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの			49	46	52	79	60
家電、家具、寝具等の粗大ごみ			38	51	42	54	62
その他の一般廃棄物			15	17	28	24	0
産業廃棄物			9	13	4	4	0
合計			193	165	170	220	168
4.美しいまちづくり条例に関する通報							
環境美化看板支給枚数	ふん害防止		33	15	42	27	32
	ポイ捨て禁止 (R3 から取扱)		0	0	0	25	21
	不法投棄防止		54	67	59	46	59
	合計		87	82	101	98	112
管理指導を行った雑草繁茂地件数			256	289	324	264	298
5.その他			73	74	73	63	92

* 他部門対応分を除く。

資料：生活環境課、環境事業課

第2章 環境保全の現状と対策

第1節 大気汚染の現状と対策

1 概 要

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質等により引き起こされる。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）の6項目について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法により定められている（有害大気汚染物質を除く）。

羽島市における大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（羽島測定局：羽島市保健センター南側）を設置し、県が汚染状況の常時監視に努めている。

2 現 状

令和4年度において、事業場からの大気汚染公害の発生は認められなかった。

(1) 二酸化硫黄（SO₂）

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質であり、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものである。その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

【二酸化硫黄の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
362	8,696	0.005	0.0	無	○

資料：令和5年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径10μm（μm=千分の1mm）以下のものをいう。工場等のばい煙や自動車の排出ガスのほか、微小な黄砂粒子等も含まれる。

【浮遊粒子状物質の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(%)	(有無)	適○ 否×
363	8,700	0.010	0.0	無	○

資料：令和5年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、工場・事業場のばい煙発生施設や自動車の排出ガス等がある。

【二酸化窒素の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値年間98%値	長期的評価の適否
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○ 否×
363	8,679	0.007	0.016	○

資料：令和5年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

(4) 光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線を受けて、光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質とされ、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

なお、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく令和4年度の光化学スモッグ予報及び注意報の発令はなかった。

【光化学オキシダントの測定結果（羽島測定局）】

昼 間 測 定 日 数	昼間測定時間	昼間年平均値	基準値超過 日数割合	基準値超過 時間割合	環境基準の適 否
(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(%)	適○ 否×
362	5,385	0.036	24.6	7.6	×

資料：令和5年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。

3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm（0.06ppmを超えた時間数がゼロ）以下であることを示す。

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼等からの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子がある。

【微小粒子状物質の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	基準値超過 日数割合	長期基準 の適否	短期基準 の適否	長期的評価 の適否
(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(%)	適○ 否×	適○ 否×	適○ 否×
363	7.2	18.4	0	○	○	○

資料：令和5年岐阜県環境白書

備考) 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり（長期基準）、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である（短期基準）ことを示す。

3 対 策

将来にわたって、大気汚染を未然に防止する観点から、測定局による常時監視、特定施設への届出義務、事業場への立入検査等の対策を講じている。

(1) ばい煙発生施設等発生源の抑制

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）は、大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出、又は飛散する施設を特定施設と定め、これらの施設を有する工場・事業場に届出義務を課すとともに、排出基準を定め規制している。また、岐阜県公害防止条例（以下「県条例」という。）は、大防法で定める特定施設以外の施設にも特定施設を定め、規制の強化を図っている。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする場合には、県条例第 12 条の 2 の規定により、大防法及び県条例による届出前に協議を行うこととしている。

(2) 工場・事業場の規制及び指導

羽島市における大防法に基づくばい煙発生施設の設置工場及び事業場、施設は、令和 4 年度末において、46 事業場 110 施設、粉じん発生施設は 4 事業場 4 施設、水銀排出施設は 1 事業場 1 施設となっている。

県条例に基づく粉じん発生施設は、19 事業場 45 施設となっている。なお、ばい煙発生施設はない。

岐阜県では、大防法及び県条例に基づき、これらの工場・事業場に対して排出基準や施設の構造、使用基準等の遵守状況などを把握するため、立入検査を実施している。令和 4 年度は立入検査の結果、行政指導、処分はなかった。

(3) 緊急時の措置

岐阜県大気汚染対策要綱に基づき、オキシダント等による大気の汚染が著しくなり、一定の濃度を超え、注意報等が発令されたときは、排出ガスを基準以上排出する主要な工場及び事業場に対し、排出ガス量の削減を要請し、防災行政無線等を活用し一般市民への周知を行い、健康被害の未然防止に努めている。

発令の対象となる汚染物質は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、オキシダントが定められている。

また、PM2.5 についても「微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起のための暫定的な指針に関する岐阜県における運用方針」に基づき、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、屋外での活動を控えるよう呼びかけるなどの注意喚起を実施している。

【大気汚染情報の発令基準】

物 質	大 気 汚 染 予 報
硫 黄 酸 化 物	①大気中における含有率の1時間値(以下「1時間値」という。)が 0.2ppm以上の状態で2時間継続した場合 ②1時間値が0.3ppm以上の状態になった場合 ③1時間値の24時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態になった場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が20ppm以上の状態で5時間継続した場合 ②1時間値が10ppm以上の状態で15時間継続した場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.1ppm以上の状態になった場合

物 質	大 気 汚 染 注 意 報
硫 黄 酸 化 物	①1時間値が0.2ppm以上の状態で3時間継続した場合 ②1時間値が0.3ppm以上の状態で2時間継続した場合 ③1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合 ④1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態が2時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が30ppm以上の状態になった場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.12ppm以上の状態になった場合

物 質	大 気 汚 染 緊 急 警 報
硫 黄 酸 化 物	①1時間値が0.5ppm以上の状態で3時間継続した場合 ②1時間値が0.7ppm以上の状態で2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の状態で3時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が50ppm以上の状態になった場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が1ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合

資料：岐阜県大気汚染対策要綱

【PM2.5 の注意喚起のための暫定的な指針】

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断基準	午後からの活動に備えた判断基準
	日平均値（μ g/m ³ ）		5時から7時	5時から12時
			1時間値（μ g/m ³ ）	1時間値（μ g/m ³ ）
2	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）	85 超	80 超
1	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
（環境基準）	（35 以下※1）			

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価。

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等。

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値。

【注意喚起のための暫定的な指針に関する岐阜県における運用方針】

●注意喚起の実施の判断基準

PM2.5濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、次に掲げる判断基準に該当することとなった場合に、注意喚起を実施する。

(1) 午前中の早めの時間帯の判断基準

県内全測定局を対象として、各日の午前5時から7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合

(2) 午後からの活動に備えた判断基準

県内全測定局を対象として、各日の午前5時から12時までの1時間値の平均値の最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合

●注意喚起の終了

注意喚起を実施した後、PM2.5濃度の改善がみられ、次に掲げる判断基準に該当することとなった場合は、注意喚起を終了する。

(1) 県内各測定局の1時間値が2時間連続して全て $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合

(2) (1)に該当しない場合であって、日没の時間を経過した場合

第2節 水質汚濁の現状と対策

1 概 要

水質汚濁とは、河川、湖沼、海洋などの水域の水質が悪化することであり、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたって生じ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるときには、これを公害としている。水質の汚濁については、「健康項目」（人の健康の保護に関する環境基準）と、「生活環境項目」（生活環境の保全に関する環境基準）があり、その達成に向けて「水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）」等に基づき対策が進められている。

2 現 状

生活排水等が主な汚濁源となる有機物による汚れの度合を表す水質指標である BOD の河川水質状況を中心に現状を報告する。

(1) 主要河川の水質

令和4年度の主要河川の水質調査は、岐阜県が水濁法第15条に基づき監視している木曽川、長良川、境川、桑原川を含む70河川（測定点123地点）で実施したほか、羽島市独自（測定点7地点）で実施した。

【環境基準の達成基準】

水質は、公共用水域が通常の状態にあるときに測定することになっており、測定されたデータが通常の状態以外のもとで測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって、環境基準が達成されたとみなされる。しかし、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、運用上、年間のデータのうち75%以上のデータが環境基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなす。

水域（河川）ごとに類型（AA～Eの6類型）が分けられ、適用される環境基準が定まっている。なお、色、泡についての基準は設定されていない。

【環境基準（抜粋）】

区 分	pH	BOD75%値	SS	DO
AA 類型	6.5～8.5	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上
A 類型	6.5～8.5	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上
B 類型	6.5～8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上
C 類型	6.5～8.5	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上
D 類型	6.0～8.5	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上
E 類型	6.0～8.5	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上

① 木曾川（岐阜県データ）

市域の東を流れ伊勢湾に注ぐ一級河川で、下流（犬山頭首工より下流）の水域類型指定が平成 14 年 7 月に A 類型に指定された。下流の起地点（羽島市）での測定の結果、令和 4 年度の BOD75%値は 0.9 mg/L と良好な水質を保持している。

② 長良川（岐阜県データ）

市域の西を流れ伊勢湾に注ぐ一級河川で、下流（伊自良川合流点より下流）の水域類型指定が平成 14 年 7 月に B 類型から A 類型に変更された。長良大橋での測定の結果、令和 4 年度の BOD75%値は 0.7mg/L と良好な水質を保持している。

③ 境川（岐阜県データ）

市域の北を流れ、各務原市の新境川との分流点に源を発し、新荒田川等の一級河川及び多くの都市排水路を合わせながら、岐阜市、岐南町、笠松町を貫流して羽島市において長良川に合流する一級河川である。下流（新荒田川合流点より下流）は、平成 19 年 3 月に水域類型指定が D 類型から C 類型に変更された。境川橋での測定の結果、令和 4 年度の BOD75%値は 2.7mg/L と環境基準を達成していた。

④ 桑原川（羽島市データ及び岐阜県データ）

市南部の田園地帯のほぼ中心部を流れ、最南端で長良川に注ぐ市内を流れる一級河川である。昭和 56 年 4 月に全域が C 類型に水域類型指定された。

岐阜県の最下流部（本川合流前）での測定の結果、令和 4 年度の BOD75%値は 4.3mg/L と環境基準を達成していた。

【BOD 75%値】

調 査 者	羽 島 市			岐 阜 県
測 定 点	上 中 町 午 北 （ 稲 荷 橋 ）	桑 原 町 大 須 （ 新 大 須 橋 ）	桑原町中小藪 （ 八 幡 橋 ）	本 川 合 流 前
平成 30 年度	4.0	2.3	2.8	3.2
令和元年度	3.0	2.9	2.3	3.1
令和 2 年度	2.9	3.1	3.7	4.0
令和 3 年度	3.6	2.8	2.5	3.5
令和 4 年度	—	—	—	4.3

資料：生活環境課・令和 5 年岐阜県環境白書

④ 逆 川（羽島市データ）

市内の中心部を流れる逆川は、環境基準が水域類型指定されていない。この川の流域には住宅地等が多く、生活排水や工場排水の流入により、BOD の数値が高い水準となる時があるが、流域内の下水道整備や住宅の改築に伴う合併処理浄化槽への切り替え等により水質改善が期待される。

【BOD 75%値】

区 分	正 木 町 新 井 (新 井 橋)	竹鼻町下町 2 丁目 (蓮 見 橋)	新生町 1 丁目 (新 生 橋)	小 熊 町 天 王 (新 生 大 橋)
平成 30 年度	3.7	2.7	3.0	3.5
令和元年度	3.3	3.4	2.4	2.1
令和 2 年度	4.2	3.2	3.5	2.6
令和 3 年度	4.4	3.7	4.5	3.9
令和 4 年度	2.4	2.0	2.3	3.0

資料：生活環境課

3 対 策

水質改善対策を行うにあたり、工場等の排水規制に加え、汚濁負荷量割合の高い生活排水への対策を進めることが重要な課題になっている。

岐阜県では「生活雑排水対策推進要綱」を昭和 63 年 6 月 1 日に制定し、県民の自発的な運動として家庭でできる発生源対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、その推進、啓発に努めている。

羽島市においても、生活雑排水の影響で汚濁の進む川を浄化しようと、発生源対策事業として、家庭で使用した廃食用油を回収し、リサイクルを行っている。

3—1 生活排水対策

水濁法第 14 条の 8 では、生活排水対策に関する地方自治体の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水重点地域として指定することとされている。

羽島市は平成 5 年 1 月、長良川下流域及び新境川流域として生活排水対策重点地域の指定を受け、平成 6 年 2 月に平成 24 年度（目標年度）までの「生活排水対策推進計画」を策定した。

平成 25 年 3 月には平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間を計画期間とした「生活排水対策推進計画（改訂版）」を策定し、計画の中間目標年度にあたる平成 29 年度に計画の整理を行った。そして、平成 30 年 4 月に、平成 30 年度から令和 7 年度までを期間とした「羽島市第二次生活排水対策推進計画（後期計画）」に改定した。羽島市の生活排水の処理形態は、次表のとおりである。

【生活排水処理形態別人口の推移】

区 分	実 績				
	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口（人）	67,700	67,484	67,241	66,920	66,729
水洗化・生活雑排水処理人口	44,379	45,692	46,551	47,806	48,909
公共下水道人口	22,282	23,099	23,545	24,308	25,069
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	22,097	22,593	23,006	23,498	23,840
水洗化・生活雑排水未処理人口	19,229	17,749	16,865	15,643	14,388
単独処理浄化槽人口	19,229	17,749	16,865	15,643	14,388
非水洗化人口	4,092	4,043	3,825	3,471	3,432
し尿収集人口	4,092	4,043	3,825	3,471	3,432
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）※	65.6	67.7	69.2	71.4	73.3

※各年度 3 月 31 日時点

資料：生活環境課

(1) 啓発活動

家庭から出る廃食用油をそのまま流すと、河川を汚す大きな原因となるとともに、排水管をつまらせ悪臭の原因にもなる。羽島市では、河川汚濁の抑制と環境に対する意識の向上を図るため、平成 2 年度から自治会の協力のもと市内に回収場所を設置し、年 4 回の廃食用油の回収を行っている。回収した廃食用油は、平成 29 年度までは飼料や石鹼の原料に、平成 30 年度以降は潤滑油製造に再利用している。

なお、平成 23 年度から希望自治会のみ回収場所を設置して活動を行っている。

【回収実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収量（L）	1,169	1,306	1,318	758	599
自治会数	51	50	49	48	45
回収箇所数	79	80	77	73	68

資料：生活環境課

(2) 公共下水道の整備

公共下水道は、家庭からの生活排水や工場排水などの汚水を道路に埋められた下水道管で浄化センターに集め、化学的、衛生的に処理し、きれいで安全な水によみがえらせ、川に戻す大切な働きをしている。

羽島市では、平成 12 年 4 月から一部の区域において供用開始され、浄化センターが稼働した。令和 4 年度末の供用開始面積は 1,045.79ha で、普及率は 52.4%となっている。

【公共下水道の整備状況】

区 分	行 政 区 分	処 理 区 域		普 及 率
	住基人口（人） A	供用開始人口（人） B	供用開始面積（ha）	B／A（％）
平成30年度	67,700	32,220	966.44	47.6
令和元年度	67,484	33,497	1,002.87	49.6
令和2年度	67,241	34,221	1,022.26	50.9
令和3年度	66,920	34,441	1,032.43	51.5
令和4年度	66,729	34,949	1,045.79	52.4

※各年度末現在

資料：経営課

（3）合併処理浄化槽設置補助金の交付

浄化槽には、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活排水の両方を併せて処理する合併処理浄化槽がある。単独処理浄化槽のBOD除去率(汚濁物質の除去率)が約65%で、生活雑排水(し尿以外の生活排水)は処理されずにそのまま流されてしまうのに対し、合併処理浄化槽はBODの除去率が90%以上であるため、合併処理浄化槽の普及により、身近な川や排水路の水がきれいになり、河川の水質や生活環境の保全、公衆衛生の向上につながる。

平成10年度から、岐阜県の指導要綱や浄化槽法により合併処理浄化槽を設置しなければならないとされていることから、年々普及率が増加する傾向になっている。

羽島市では、公共下水道の供用開始区域以外の地域で、住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付し、その普及に努めている。令和4年度は、59件に対し交付した。

【合併処理浄化槽補助金交付基数】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付基数(単年)	131	95	71	77	59
交付基数(累積)	3,770	3,865	3,936	4,013	4,072

資料：生活環境課

3-2 排水規制（工場・事業場の規制及び指導）

水濁法に基づいて届出された市内の特定事業場数は、令和4年度末において187事業場となっている。届出の多い主な業種又は施設には、「自動式車両洗浄施設」、「畜産」、「洗たく」、「し尿処理」がある。また、県条例に基づく特定事業場数は140事業場となっている。届出の多い主な業種又は施設には、「畜産」、「自動車整備・給油所」がある。

第3節 騒音・振動の現状と対策

1 概 要

騒音・振動公害は、人間の感覚を刺激することから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は工場や事業場、建設作業、交通機関など多種多様である。

2 現 状

騒音に係る環境基準の達成状況について把握するため、一般地域・新幹線沿線については、岐阜県の環境騒音定点観測調査実施要領に基づき、騒音観測調査を実施している。また、自動車騒音については、その状況を常時監視し、結果を環境大臣に報告することが騒音規制法において義務付けられており、市内の県道と4車線以上の市道を監視対象路線として選定し、平成25年度に策定した実施計画に従って測定を実施している。

(1) 自動車騒音面的評価

令和4年度は1区間について、騒音測定調査、道路調査・沿道調査を実施し、過年度の結果とあわせて面的評価を行った。

【騒音測定地点】

岐阜羽島線（竹鼻町丸の内）

【騒音測定結果】

測定期間：令和4年12月15日午前10時から令和4年12月16日午前10時まで

評価対象道路	測定時間	等価騒音レベル (dB)
岐阜羽島線	昼間	70 (≦70)
	夜間	61 (≦65)

資料：生活環境課

環境基準（幹線交通を担う道路）…昼間（6時～22時）：70dB以下

夜間（22時～6時）：65dB以下

※ 幹線交通を担う道路…高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道
（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。

等価騒音レベル（LAeq）にて判定

羽島市は環境省が定める自動車騒音常時監視マニュアルに則り、5年ローテーションで羽島市内の主要道路の自動車騒音を測定している。

【評価対象道路区間】

	H27 年度道路交通センサス情報			区間延長 (km)
	路線 番号	路線名	調査単位 区間番号	
H30 年度 評価対象 道路	46	岐阜羽島インター線	40640	1.4
	118	羽島稲沢線	60120	4.0
R1 年度 評価対象 道路	1011	名神高速道路	20	2.7
	1	岐阜南濃線	40040	1.9
R2 年度 評価対象 道路	206	岐阜羽島停車場線	60750	0.4
	1	岐阜南濃線	40030	4.9

	R3 年度道路交通センサス情報			区間延長 (km)
	路線 番号	路線名	調査単位 区間番号	
R3 年度 評価対象 道路	1011	名神高速道路	10	3.1
	18	大垣一宮線	40300	1.6
R4 年度 評価対象 道路	151	岐阜羽島線	60240	3.9

資料：生活環境課

【面的評価結果】

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (1,548 戸)	1,545	99.8%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
近接空間 (581 戸)	581	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
非近接空間 (967 戸)	964	99.7%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%

資料：生活環境課

全戸数 1,548 戸のうち、昼間及び夜間とも環境基準値以下であったのは 1,545 戸、昼間のみ基準値以下であったのは 3 戸、夜間のみ基準値以下であったのは 0 戸、昼夜間ともに基準値を超過したのは 0 戸となっている。

昼夜間ともに基準値以下であった割合は 99.8%となった。

(2) 一般地域の環境騒音

令和 4 年度の市内 3 か所の一般地域（道路に面しない地域）の測定において、環境基準は 3 か所全てにおいて達成している。（測定日：令和 4 年 6 月 13 日）

① 天王第 2 公園内（小熊町天王 3 丁目 52 番地）

〔A 類型〕 第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の定めのある地域

環境基準：昼間 55dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 41dB (PM) 46dB 平均値：44dB

② 八剣神社境内（竹鼻町神楽 3327 番地 2）

〔C 類型〕 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域

環境基準：昼間 60dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 43dB (PM) 50dB 平均値：47dB

③ 羽島中学校南（足近町 7 丁目 515 番地）

〔B 類型〕 第一種、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域

環境基準：昼間 55dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 49dB (PM) 49dB 平均値：49dB

(3) 新幹線鉄道騒音

東海道新幹線の軌道は、羽島市南東部より南西部にかけて横切っており、その延長は5.47kmである。軌道沿線については、防音壁の設置、住宅の防音、防振工事は完了している。

【測定結果】（羽島市測定日：令和4年6月13日）

測定地点	調査者	類型	軌道までの距離 (m)	音圧レベル (dB)	達成状況
下中町加賀野井	県	I	25	71	×
上中町長間字村前	市	I	25	71	×
舟橋町5丁目	市	II	25	71	○
舟橋町4丁目	県	II	25	71	○

資料：生活環境課、令和5年岐阜県環境白書

- 備考) 1 軌道までの距離は、測定地点から最寄りの軌道中心までの距離を軌道に対して直角に測った距離をいう。
- 2 測定値は新幹線鉄道の上り及び下りの列車に合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について騒音のピークレベルを測定し、その上位10個のパワー平均とする。
- 環境基準…（類型I：70dB以下 類型II：75dB以下）

【騒音状況の推移】

（単位：dB）

		基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般環境騒音							
天王第2公園内		55	42	44	43	44	44
八剣神社境内		60	47	47	44	48	47
羽島中学校南		55	49	49	48	49	49
新幹線騒音							
下中町加賀野井	25m地点	70	69	70	72	72	71
上中町長間字村前	25m地点	70	70	69	69	69	71
舟橋町5丁目	25m地点	75	71	72	70	72	71
舟橋町4丁目	25m地点	75	69	71	71	75	71

資料：生活環境課

(4) 特定建設作業騒音・振動

建設工事で、著しい騒音・振動を発生する作業（特定建設作業）が一定の基準に適合しないことにより生活環境が著しく損なわれる場合は、騒音・振動の防止方法等に関し、改善勧告又は改善命令の措置をとることができるが、令和４年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

(5) 工場及び事業場の騒音・振動

工場・事業場関係の騒音・振動としては、近年、規制のかからない施設を発生源とする通報事例が多く、また、その多くが中小規模であり、一般の住宅と入り混じって存在している。

規制対象となる施設（特定施設）について、令和４年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

(6) その他の騒音

資材置き場での作業音、バイク音、市民の日常生活から発生する音など、法、条例による規制の対象でない騒音についての通報も多数あった。

3 対 策

(1) 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線による騒音・振動については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準に基づき、鉄道管理者が防音壁の設置、家屋の防音・防振工事を実施している。なお、平成３０年度をもって「岐阜県東海道新幹線公害対策連絡協議会」は解散となった。

(2) 特定建設作業騒音・振動対策

建設作業のうち規制対象とされているものは、特定建設作業として騒音規制法や振動規制法、県条例で定められおり、規制基準が適用されるとともに届出義務が課せられている。

【特定建設作業実施届出数（騒音）】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
くい打機等を使用する作業	11	5	4	3	3
びょう打機を使用する作業	1	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	49	34	21	35	23
空気圧縮機を使用する作業	11	5	5	1	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	40	40	29	32	32
トラクターショベルを使用する作業	1	0	0	0	0
フルトラクターを使用する作業	5	3	5	2	2
計	120	87	64	73	62

資料：生活環境課

【特定建設作業実施届出数（振動）】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
くい打機等を使用する作業	9	6	5	4	4
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	3	1	0	0	1
フレーカーを使用する作業	56	41	27	45	39
計	68	48	32	49	44

資料：生活環境課

(3) 工場・事業場の規制及び指導

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設とし、特定施設を有する工場・事業場を特定工場と定めている。特定工場には、施設の届出とともに規制基準を遵守するよう指導している。

騒音規制法に基づく特定工場・特定施設の数、令和 4 年度末で 1,264 工場 4,608 施設である。

また、騒音規制法に追加して対象とする特定施設を定めている県条例に基づく騒音関係特定工場・特定施設は、171 工場 552 施設である。

振動規制法及び県条例に基づく振動関係特定工場・特定施設の数、令和 4 年度末で 1,245 工場 4,338 施設である。

第4節 悪臭の現状と対策

1 概 要

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、そのほとんどが低濃度の複合臭によるもので、悪臭を規制することは非常に困難である。

悪臭防止法では、①大気中にある特定悪臭物質（アンモニア等 22 物質）の濃度②臭気指数（人間の感覚を用いて臭気を数値化したもので、もとの臭いを人間の感覚で感知しなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍数を求め、その常用対数に 10 を乗じた値）のどちらかを用いて事業場から発生する悪臭を規制することになっている。

羽島市においては①（特定悪臭物質濃度による規制）を採用している。

2 現 状

どんな臭いが悪臭であるかは個人によって異なり、また通報を寄せられた場合も悪臭物質一つ一つは規制基準を下回ると考えられる場合がほとんどであるので、注意、指導が極めて難しく、令和 4 年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

【悪臭物質の臭いの種類と主な発生源】

特定悪臭物質	においの質	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等

酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

3 対 策

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質として上表の 22 物質が定められており、各物質に規制基準が設定されている。

また、工場・事業場等における悪臭を防止し、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等を悪臭物質の排出を規制する地域として知事が指定しており、羽島市は全域が規制地域となっている。

第5節 地盤沈下の現状と対策

1 概 要

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水が絞り出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象であり、一度発生すると回復が不可能に近いことなど他の公害と異なる側面がある。

岐阜・西濃地区では近年、地下水揚水量が減少傾向にあることから、地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水時などは面的な地盤沈下の発生が見られる。

2 現 状

地盤沈下の大きな原因と考えられる地下水採取について、岐阜県においては法による規制はなく自主規制となっている。自主規制を行っている組織として西濃地域には「西濃地区地下水利用対策協議会」が設立されているが、羽島市はこの自主規制の対象外であり、当地域を対象とした自主規制組織はない。

昭和 60 年 4 月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成 7 年 9 月一部改正）が制定され、羽島市は同要綱の対象地域として「観測地域」に指定された。これを受けて岐阜県及び東海三県地盤沈下調査会が地盤沈下、地下水位等の状況の観測、調査を行っている。

(1) 一級水準測量調査

昭和 47 年度から岐阜・西南濃地域約 350km²の範囲を対象に調査を行っている。平成 22 年度から平成 26 年度までは隔年で粗密をつけて観測をし、平成 27 年度からは測量路線延長 118km、水準点 87 地点について一級水準測量調査を行った。令和 4 年度調査結果では、面的な地盤沈下は認められなかった。市内の主要水準点の沈下状況は下表のとおりである。

水 準 点 所 在 地	昭和 47 年 標高(A)	令和 3 年 標高(B)	令和 4 年 標高 (C)	年間変動量 (C)－(B)	累積変動量
羽 島 市 竹 鼻 町	7.6544m	7.5939m	7.5974m	0.35 cm	－6.67 cm

資料：令和 5 年岐阜県環境白書

※国土地理院により、平成 13 年に標高が補正されたため、累積変動量は「(C)－(A)」と一致しない。

(2) 地下水位調査

岐阜・西濃地域に設置してある 24 箇所の観測井で県が常時監視している。このうち、令和 4 年度の主要観測井における地下水位は、令和 3 年度と比べて 5 箇所中 3 箇所で 10cm 以上の水位の低下がみられ、経年的な推移を見るとおおむね横ばい傾向にある。市内観測井における状況は次項のとおりである。

観測井 所在地	昭和 54 年 地下水位 (A)	令和 3 年 地下水位 (B)	令和 4 年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
羽 島 市 上 中 町	-5.38m	+0.07m	+0.01m	-0.06m	+5.39m

資料：令和 5 年岐阜県環境白書

備考) 各地表面の標高を 0m とし、各年 (1 ～12 月) の平均地下水位を示す。

3 対 策

木曽三川流域は堆積層（沖積層）が厚く、圧密の影響を受けやすい軟弱地盤地域であり、わずかな条件変化にも影響されやすい地質構造であることから、今後とも県内の地盤沈下の状況を的確に把握するとともに、東海三県地盤沈下調査会、岐阜地区地下水対策協議会及び岐阜県と連携して地盤沈下の防止に努める。

第6節 有害化学物質の現状と対策

1 概 要

平成 12 年 1 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、大気、水質及び土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」として規定し、その排出源対策として、施設ごとに排出基準と設置者による自主測定義務が定められた。また、平成 14 年 12 月からは規制値がさらに厳しくなっている。

2 現 状

ダイオキシン類環境調査は、水質については平成 12 年度から岐阜県が調査を行っている。

羽島市内では、桑原川本川合流前地点で行い、底質の調査結果からは、環境基準の超過は認められなかった。

環境基準：水質 1.0pg-TEQ/L 以下（年間平均値）、底質 150pg-TEQ/g 以下

区 分	水 質		底 質	
	採 取 回 数	調 査 結 果 (pg-TEQ/L)	採 取 月 日	調 査 結 果 (pg-TEQ/L)
平成 30 年度	年 4 回実施	平均 0.71	7/25	3.1
令和元年度	年 4 回実施	平均 0.80	7/18	6.0
令和 2 年度	年 4 回実施	平均 0.30	8/5	3.3
令和 3 年度	年 4 回実施	平均 0.55	7/21	4.0
令和 4 年度	年 4 回実施	平均 1.60	7/22	6.6

資料：令和 5 年岐阜県環境白書

3 対 策

ダイオキシン類の排出については、段階的に規制が強化されており、平成 13 年 1 月からはそれまで規制に猶予期間があった既設の施設についても排出基準が適用され、平成 14 年 12 月からは既設の廃棄物焼却炉に対する規制値がさらに厳しくなっている。このため、小型焼却炉の多くは廃止され、届出施設数は大幅に減少した。

令和 4 年度末において、届出済施設数は 3 となっており、すべてが廃棄物焼却炉である。

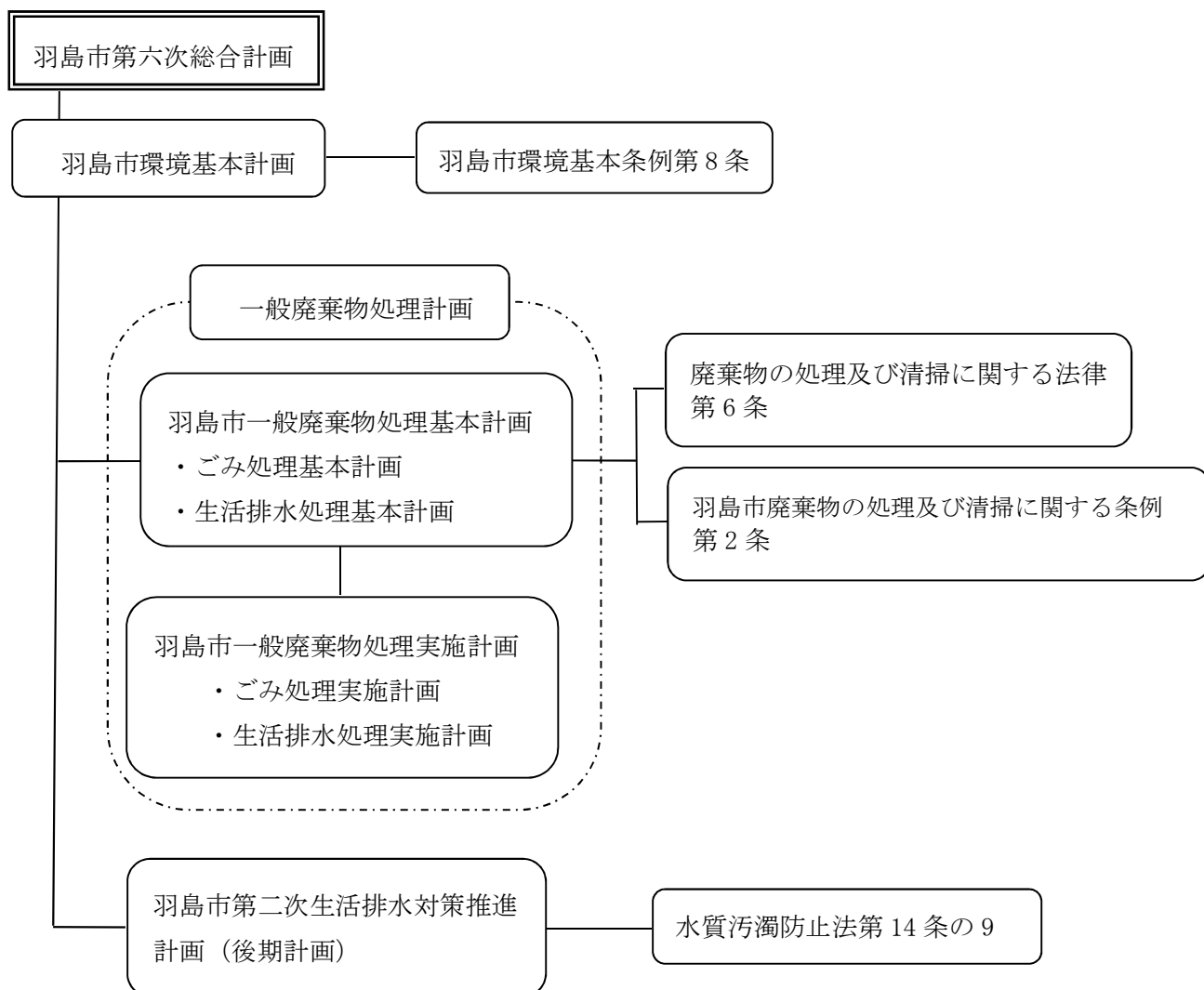
第7節 一般廃棄物の減量及びリサイクル

1 一般廃棄物処理基本計画

羽島市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、平成18年3月に「羽島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成27年度（平成28年3月）に改訂を行い、令和3年度（令和4年3月）に見直しを行った。

羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画は、羽島市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

計画の位置付け



2 現 状

羽島市では、平成4年10月からビン・カン・有害物、平成9年10月からペットボトルの分別収集を開始している。その後、平成12年5月にダイオキシン類対策としてプラスチック類、平成13年4月にゴミ処理広域化対策として紙類、平成14年2月に木製品・布団類の分別収集を開始している。また、平成23年1月から、従来は燃やせるゴミとして処理していた剪定枝、竹、草、葉を「緑ゴミ」として、プラスチック類を「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」の2種類に分けて、それぞれ分別収集を開始した。

令和3年10月から可燃ゴミ（旧燃やせるゴミ）、不燃ゴミ（旧燃やせないゴミ）、粗大ゴミ（旧燃やせないゴミ、旧木製品・布団類等）を対象に、家庭系ゴミ有料化を開始した。

3 対 策

私たちは、生活の便利さを追求するあまり、大量生産・大量消費・大量廃棄のいわゆる「使い捨て」の生活様式が定着したため、家庭などから排出されるゴミの量が増加していたが、令和3年10月に家庭系ゴミの有料化を開始したことにより、令和4年度の家庭から排出されるゴミの量は減少している。しかし、処理のための費用は年々増えてきており、健全な市の財政を維持するうえでも、さらなるゴミの減量化が急務である。

羽島市資源物ストックヤードの利用

大切な資源を回収し、リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ゴミの減量化及び資源化につなげるため、ビン・カン・ペットボトル・新聞紙・雑誌などの資源物を市民の皆さんが直接持ち込むことができる施設として、平成21年4月に羽島市資源物ストックヤードの稼働を始めた。

令和3年10月からの家庭系ゴミ有料化に伴い、不燃ゴミの受け入れも開始した。現在は資源物19品目と不燃ゴミ、羽毛布団、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、使用済みコンタクトレンズの空ケースを回収している。

【ごみ量実績】

(単位：t)

			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
可燃ごみ	処理量	家庭系	10,216.82	10,370.17	10,663.42	10,621.34	9,548.68
		事業系	4,925.42	5,014.75	4,580.06	4,740.68	4,743.04
	合 計		15,142.24	15,384.92	15,243.48	15,362.02	14,291.72
資源物	紙類	収集	491.05	451.50	481.29	508.53	433.82
		資源物ストックヤード	191.60	188.73	205.46	210.77	186.42
	カン	収集	90.47	92.98	104.18	101.91	69.58
		資源物ストックヤード	14.83	15.02	16.87	17.03	16.60
	ビン	収集	269.77	249.60	251.98	243.79	214.94
		資源物ストックヤード	46.46	45.78	47.97	49.05	52.36
	ペット ボトル	収集	95.05	97.47	106.17	106.07	96.84
		資源物ストックヤード	21.47	22.74	24.78	25.70	24.80
	有害物収集量		24.23	22.75	24.52	24.70	18.21
	有害物（資源物ストックヤード）		3.49	3.35	3.98	4.52	4.02
	古着（資源物ストックヤード）		22.60	26.25	26.87	48.70	26.87
	廃食用油（資源物ストックヤード）		1.59	1.51	1.59	1.52	1.07
	プラスチック類	容器包装収集	443.22	440.00	475.10	735.72	487.70
		資源物ストックヤード	35.18	51.03	40.60	46.18	51.78
		その他プラ収集 ※	180.77	160.65	194.07	262.13	72.28
		資源物ストックヤード※	16.08	15.62	20.43	24.27	19.60
	緑ごみ		335.05	347.59	360.98	326.00	372.05
	事業系	紙類	366.99	354.28	310.66	334.35	289.81
		カン	93.53	87.23	78.36	75.56	75.33
		ビン	62.76	62.35	42.41	39.71	44.48
		プラ・PET	139.36	131.91	115.06	117.40	136.19
	合 計		2,945.55	2,868.34	2,933.33	3,017.21	2,602.87
不燃ごみ	破碎残渣		323.57	366.18	679.30	420.92	245.30
	廃プラスチック		371.43	354.69	289.97	—	—
	金属性粗大		409.85	510.75	646.83	920.57	280.63
	可燃性粗大（布団含む）		341.99	359.86	427.16	704.01	181.70
	合 計		1,446.84	1,591.48	2,043.26	2,045.50	707.63
総 計			19,534.63	19,844.74	20,220.07	20,424.73	17,602.22

※焼却処理のため、令和 3 年度から資源物合計には計上せず。

資料：環境事業課

資 料 集

1 環境行政の歩み

年	月	
S47	3	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行
S63	6	ブルーリバー作戦を開始（岐阜県）
H2	9	ふるさとの川いきいき作戦
4	10	ビン・カン・有害物の分別収集開始
5	1	水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域に指定
6	－	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
	2	生活排水対策推進計画の策定
7	－	合併浄化槽整備設置補助事業制度開始
9	10	ペットボトルの分別収集開始
12	5	プラスチック類の分別収集開始
	7	羽島市美しいまちづくり条例施行
	3	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
	－	ISO14001 規格を取得し、環境マネジメントシステムの運用を開始
13	4	紙類の分別収集開始
14	2	木製品・布団類の分別収集開始
14	4	岐阜羽島衛生施設組合に加入
17	3	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
18	10	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（併せ産業廃棄物）
21	4	羽島市資源物ストックヤードの本稼働
22	－	ISO14001 を基に自己宣言方式による環境マネジメントシステムの運用を開始
23	1	緑ごみ、「容器包装プラスチック」・「その他プラスチック」の分別収集開始
23	3	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改定
24	3	騒音・振動・悪臭の規制地域・基準の告示（県からの権限移譲）
25	3	羽島市生活排水対策推進計画（改訂版）の策定
25	4	羽島市環境管理マニュアルの運用によるグリーン購入の取り組み開始
26	3	公共用水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（岐阜県） （桑原川全域が指定される）
28	3	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定
28	6	岐阜羽島衛生施設組合が次期ごみ処理施設建設用地を福寿町平方地区に決定
29	4	羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2017）の策定
30	4	第 2 次生活排水対策推進計画（後期計画）の改定 事業系可燃ごみの有料化
31	3	「郷土の環境を守る会」解散（岐阜県） 「岐阜県東海道新幹線公害対策連絡協議会」解散（岐阜県）
31	4	羽島市環境基本条例の制定
R 1	7	羽島市環境審議会の設置
3	3	羽島市環境基本計画の策定
	3	羽島市ゼロカーボンシティ宣言
3	10	家庭系ごみ有料化開始
4	3	羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2022）を改定
	3	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の改定
	－	羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定
	－	羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画を改定
5	1	東邦ガス株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」を締結

2 環境基準・規制基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号

物 質	環境上の条件 (設定年月日等)	測 定 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。		

(2) 二酸化窒素に係る環境基準

(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
備考 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		

(3) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号)

最終改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管より採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
備考		
工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。		

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法とこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考 1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。		

(5) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K010255.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までは掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までは定めるところによる。) 1. 規格 65.2.1 に定める方法により測定する場合は光路長 50mm の吸収セルを用いる。2. 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合、(規格 65 の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120% であることを確認すること。3. 規格 65.26 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。

砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

(備 考)

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大 腸 菌 数
A A	水道 1 級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法

（備考）

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
- 2 農業利用水点においては、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

7 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- (2) 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- (3) 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- (4) 水道3級: 前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
- (5) 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- (6) 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- (7) 水産3級: コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- (8) 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- (9) 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- (10) 工業用水3級: 特殊浄水操作を行うもの
- (11) 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩	
生物 A	イワナ、サケマス等 比較的低温域を好む 水生生物及びこれら の餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特 A	生物Aの水域のう ち、生物Aの欄に掲 げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として 特に保全が必要な水 域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的 高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物A又は生物Bの 水域のうち、生物B の欄に掲げる水生生 物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(備考)

1 基準値は、年間平均値とする。

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

最終改正 令和2年4月2日 環境省告示第44号

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有 機 燐 (り ん)	検液中に検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六 角 ク ロ ム	0.05mg/L以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒 (ひ) 素	0.01mg/L以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年3月環境省告示第10号付表に掲げる方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	〃
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	〃

テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1.1c) (注 (2) 第 3 文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法)
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

(備考)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(7) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (抜粋)

水生生物保全類型 (環境省指定)

水域		該当類型	達成期間(※)
木曽川水系の木曽川	木曽川(1) (中濃大橋より上流)	生物 A	イ
	木曽川(2) (中濃大橋より下流)	生物 B	イ
木曽川水系の揖斐川	揖斐川上流 (岡島橋より上流)	生物 A	イ
	揖斐川下流 (岡島橋より下流)	生物 B	イ
木曽川水系の長良川	長良川(1) (藍川橋より上流)	生物 A	イ
	長良川(2) (藍川橋より下流)	生物 B	イ
木曽川水系の揖斐川 (湖沼)	横山ダム貯水池 (奥いび湖)	生物 A	イ

※ 「イ 直ちに達成」、「ロ 5 年以内に可及的速やかに達成」、「ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成」

水生生物保全類型 (岐阜県指定)

指定年月日	流域	水域	該当類型	達成期間(※)
H26. 3. 14	木曽川	可児川（全域）	生物 B	イ
		加茂川（全域）	生物 B	イ
		新境川（全域）	生物 B	イ
	長良川	伊自良川（全域）	生物 B	イ
		鳥羽川（全域）	生物 B	イ
		糸貫川（乙井樋門より下流）	生物 B	イ
		荒田川（全域）	生物 B	イ
		境川（全域）	生物 B	イ
		桑原川（全域）	生物 B	イ

※ 「イ 直ちに達成」、「ロ 5 年以内に可及的速やかに達成」、「ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成」

(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号)

最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。)1. 規格 65.2.1 に定める方法により測定する場合は光路長 50mm の吸収セルを用いる。2. 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合、(規格 65 の備考 11 の b) による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。3. 規格 65.26 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

(備 考)

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(9) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A (療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A (専ら住居の用に供される地域) 及び B (主として住居の用に供される地域)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C (相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端 20 メートルまでの範囲をいう。

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(10) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号)

最終改正 平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号

地域の類型	基準値
I (騒音規制法第四条第一項に規定する区域の区分が第一種区域又は第二種区域)	70 デシベル以下
II (騒音規制法第四条第一項に規定する区域の区分が第三種区域又は第四種区域)	75 デシベル以下

(11) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

最終改正 令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

(12) 騒音・振動に係る規制基準

① 特定工場に係る騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 49 号)

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考) 区域区分は、③の区分による。

② 特定工場に係る振動の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 53 号)

区 分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考) 区域区分は、③の区分による。

③ 都市計画法による用途地域

区 分	騒音規制法による 区 域 区 分	振動規制法による 区 域 区 分
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域
第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種区域	
第 2 種中高層住居専用地域		
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域及び都市計画区域 で用途地域の定められていない地域		
近隣商業地域	第 3 種区域	第 2 種区域
商業地域		
準工業地域		
工業地域など	第 4 種区域	

(13) 悪臭に係る規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 57 号)

①敷地境界線の地表における規制基準値

悪臭物質の種類	規制基準値	悪臭物質の種類	規制基準値
アンモニア	1.0PPM	イソバレルアルデヒド	0.003PPM
メチルメルカプタン	0.002PPM	イソブタノール	0.9PPM
硫化水素	0.02PPM	酢酸エチル	3.0PPM
硫化メチル	0.01PPM	メチルイソブチルケトン	1.0PPM
二硫化メチル	0.009PPM	トルエン	10.0PPM
トリメチルアミン	0.005PPM	スチレン	0.4PPM
アセトアルデヒド	0.05PPM	キシレン	1.0PPM
プロピオンアルデヒド	0.05PPM	プロピオン酸	0.03PPM
ノルマルブチルアルデヒド	0.009PPM	ノルマル酪酸	0.002PPM
イソブチルアルデヒド	0.02PPM	ノルマル吉草酸	0.0009PPM
ノルマルバレルアルデヒド	0.009PPM	イソ吉草酸	0.001PPM

②煙突その他の気体排出口における規制基準

- 規制対象となる特定悪臭物質：13 物質のみ

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

- ①表の悪臭物質の種類ごとに同表の規制基準を基礎として、悪臭防止法第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

$$\text{算出式 } q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m \quad \left(\begin{array}{l} q : \text{流量 (m}^3/\text{h)} \\ H e : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C m : A \text{ で定められた敷地境界線の基準値 (ppm)} \end{array} \right)$$

③排出される排水における規制基準

- 規制対象となる特定悪臭物質：4 物質のみ

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。

- 排水の規制基準値

物質名	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03 mg/L	0.007 mg/L	0.002 mg/L
硫化水素	0.1 mg/L	0.02 mg/L	0.005 mg/L
硫化メチル	0.3 mg/L	0.07 mg/L	0.01 mg/L
二硫化メチル	0.6 mg/L	0.1 mg/L	0.03 mg/L

注 Q：当該事業所の排水量 (m³/秒)

3 主な環境関係用語

【あ行】

アイドリング・ストップ

大気汚染防止及び地球温暖化防止などを目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛する行為。環境省では、平成8年度の環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリング・ストップ運動」を提唱している。

悪臭

誰からも嫌われる悪い臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり生活環境に影響を及ぼすものとして、環境基本法に基づいて典型7公害の一つに指定され、悪臭防止法に基づき規制が行われている。

アスベスト（石綿）

石綿とも言われ、天然に産する繊維状鉱石で、主成分は珪酸マグネシウム塩である。石綿は耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されているが、発がん性などの健康影響を有するため、労働安全衛生法では特定化学物質に指定されており、吹付け作業の禁止、作業所の排気装置の設置等が定められている。また、大気汚染防止法では特定粉じん指定され、発生施設に対して規制基準が定められ、基準の厳守、設置届出、測定が義務づけられている。近年このアスベストの健康被害が社会問題化し「アスベスト健康被害救済法」が制定施行されたが、今後も更なる対応策が求められている。

預かり金払い戻し制度(デポジット)

商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せしておき、消費者が小売店等に商品・残留物・容器を返却した（環境汚染が避けられた）場合に上乗せ分の預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、環境保全・資源回収を進めることを目標としている。

硫黄酸化物（ SO_x : Sulfur Oxide）

硫黄の酸化物の総称で、 SO_x と略称される。二酸化硫黄（ SO_2 ）の他、三酸化硫黄（ SO_3 ）、硫酸ミスト（ H_2SO_4 ）などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。このため環境基本法に基づき、二酸化硫黄について環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

一酸化炭素（ CO : Carbon Monoxide）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれる。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため環境基準が設定され、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局という。令和2年度には全国の1,434地点の測定局で硫黄酸化物、窒素酸化物等の物質について測定されている。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。一般廃棄物は、日常生活に伴って排出される家庭系一般廃棄物と事業活動から排出されるごみのうち産業廃棄物に区分されない事業系一般廃棄物がある。具体的には、家庭系には一般家庭から排出される紙ごみ、ペットボトル、生ごみなどがあり、事業系には事務所から出る紙ごみや商店から出る商売上の包装くずなどがある。

上乗せ基準

工場・事業場から排出されるばい煙又は排出水に関して国で定める一律の基準に代えて、都道府県が条例で定めるより厳しい基準をいう。

汚染者負担の原則

汚染物質を出している者は、公害を起こさないよう、自ら費用を負担して必要な対策を行うべきであるという考え方。先進国が集まる国際機関であるOECD（経済協力開発機構）が提唱したもので、現在では、世界各国で環境保護の基本となっている。公害が深刻であった日本では、公害防止費用だけでなく、汚された環境を元に戻すためや、公害で生じた被害者を補償するための費用についても汚染者の負担を基本としていて、この考えに沿った法律「公害健康被害の補償等に関する法律」などが制定されている。

オゾン層の破壊

地球上のオゾン（ O_3 ）の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物（総称フロン）は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用後大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV-B（280～320nm）である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害が起きる。

汚濁負荷量（汚染負荷量）

硫黄酸化物、有機物等の物質が大気や水などの環境に排出される量のことをいい、物質の濃度と排出ガス量や排出水量等との積で表される。大気用語として「汚染」、水質用語として「汚濁」を用いることが多い。

温室効果ガス

地球の温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」と言われるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は、地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速され、地表面の温度が上がるのではないかとされている。これが地球の温暖化の問題である。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽といい、し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿と炊事、風呂、洗濯などからの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。これは『外因性内分泌攪乱化学物質問題』と呼ばれており、環境保全行政上の重要で新たな課題の一つである。

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。人間活動に伴って工場・事業場、家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。これら排水が河川、湖沼、海域に放流されると、富栄養化となり、プランクトンが異常発生し、赤潮や青潮の原因となる。

カドミウム

亜鉛の鉱石に多く含まれるもので、鉄や銅のメッキ、黄色の塗料、充電式電池などに含まれる用途の広い重金属をいう。カドミウムや鉛などの重金属は、もともと人体にないものなので、体内に入っても代謝できず、蓄積され、発癌などの有害な症状をしめすことがある。

カドミウム汚染米

カドミウムが1.0ppm以上含まれる米をいう。水質汚濁を介したカドミウムなどによる土壤汚染に対処するため、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が制定されており、玄米中カドミウムが1.0ppm (1mg/kg) 以上またはそのおそれが著しいと認められる地域では、土地改良などの対策を行うこととなっている。

環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業などを始める前に、その事業が環境に与える影響を調査、評価し、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする仕組みのことをいう。

環境汚染物質排出・移動登録 (P R T R : Pollutant Release and Transfer Register) 制度

平成11年7月13日に公布された、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」によって定められた制度である。P R T R制度は、事業者が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものである。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準を設定することが難しいため、これら3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

環境基本法

環境と人間のよりよい関係をつくっていくための基本となる法律として、平成5年に施行された。従来の公害対策基本法及び自然環境保全法では十分な対応が難しい問題が増えてきたため、これら2法を整理・統合し、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたものとなっている。

環境教育

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、正しい知識に基づいて、望ましい環境の形成に向けて責任ある行動がとれるように教育をすること。生涯教育として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々を対象としている。

環境マネジメントシステム（ISO14001）

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization の略称）が定めた基準に従い、環境管理の仕組みをつくり、それに伴う環境行動の結果について継続的改善を進めていくもので、世界唯一の環境管理の国際規格である。あらゆる種類の組織が、自らの環境方針及び環境目的を明確にし、自らの活動、製品またはサービスが環境に及ぼす影響について管理し、健全な環境を保全していくためのシステムのをいう。

嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を測定する方法である。無臭空気をつめた3つの袋のうち1つに臭気を注入して希釈し、それを被験者に選択させ、そのにおいがなくなる希釈倍率から臭気濃度を求める。

近接空間

幹線交通を担う道路（高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道）に近接する空間であり、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路端から20mの空間。それ以上の距離は非近接空間となる。

近隣騒音

地方公共団体に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音は近年その数が減少傾向にあるが、それに対して増加傾向にあるのが、近隣騒音である。この近隣騒音とは、飲食店営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音、または家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のことをいう。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

K値規制

煙突の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式で、具体的には、最大着地濃度を一定とするように基準式に定数Kを地域の汚染の状態によって定めている。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目をいい、公共用水域については、カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物等27項目が該当し、水環境中の濃度について環境基準が設けられている。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

降下ばいじん

大気中に放出された粒子状の物質（すす、灰、粉じん等）が、自重や雨によって地表面にまい戻ってきたものをいう。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

公害防止管理者

工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき選任される者。同法に基づき、昭和 47 年 9 月から特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられ、約 2 万の特定工場において公害防止組織の整備が図られている。

公害防止協定

地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

公害防止計画

環境基本法第 17 条に基づき、公害が現に著しい地域、あるいは人口及び産業の急速な集中等により著しくなるおそれがある地域で、かつ、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講じなければ公害の防止を図ることが困難であると認められる地域において策定される計画のこと。内閣総理大臣が都道府県知事に基本方針を示してその策定を指示し、都道府県知事が策定後、内閣総理大臣の承認を受ける。

公共用水域

水質汚濁防止法において、公共用水域とは河川、湖沼、港湾、海岸、海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共下水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む）を除く）をいうと定義されている。水質汚濁に係る環境基準は公共用水域を対象とするものであり、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。

コンポスト

生ごみなどから作った有機肥料のこと。糞や家畜糞尿を好氣的に発酵させた堆肥などの有機肥料のことをいったが、現在では主に都市からの生ごみや下水汚泥から作られる有機肥料のことをいう。

【さ行】

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立または海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立が原則とされており、処分の大部分は埋立により行われている。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の3つのタイプに分けられる。

産業廃棄物

工場・事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などをいう。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、これらによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理することが義務づけられている。

産業廃棄物マニフェストシステム

産業廃棄物処理業者による不法投棄を防止するため、産業廃棄物の排出者が、有害廃棄物処理、処分場までのプロセスをチェックするシステムのことをいう。1990年度から厚生労働省の指導によって進められた。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降水物で、通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下の雨をいう。

シアン化合物

メッキ液として使用されることが多く、極めて毒性が強い。人に対しては、影響が直接的で、数秒ないし数分程度で頭痛、めまい、意識障害等の中毒症状が現れる。

重金属

金属類のうち比重が4ないし5以上のものを総称して重金属という。重金属類は一般に体内に蓄積する傾向があり、軽症の中毒症状の場合でも回復が困難であり、重症の場合は短期間で死亡する場合もある。水質汚濁防止法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムが、大気汚染防止法では、鉛、カドミウムが、土壌汚染対策法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、銅が規制の対象となっている。

新幹線鉄道騒音・振動

新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動を意味する。新幹線鉄道は、陸上輸送での高速化がめざましいが、一方で沿線地域での騒音振動の訴訟の提起など環境保全上の問題もでてきている。新幹線鉄道の騒音対策の目標として、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、昭和51年3月12日に環境庁長官から運輸大臣に対して、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」という勧告がなされている。JR各社では、環境基準と勧告を受けて「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」を定めて、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。

振動公害

公害として問題にされる振動とは、工場等の事業活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物が振動し物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたりすることにより問題にされる振動をいう。

なお、震度階級と振動レベルとの関係を示すと次表のとおりである。

震度階級	振動レベル	影 響 の 程 度
0	～ 55	無 感 人体に感じない程度
I	55 ～ 65	微 震 静止する人だけに感じる
II	65 ～ 75	軽 震 一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
III	75 ～ 85	弱 震 家屋が揺れ、電灯や器内の水面が動く
IV	85 ～ 95	中 震 家屋の揺れが激しく、安定の悪い物が倒れる
V	95 ～ 105	強 震 家壁に亀裂が生じ、墓石等が倒れる
VI	105～110	烈 震 家屋が 30%以下倒壊
VII	110～ 65	激 震 家屋が 30%以上倒壊

自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

地盤沈下

主として沖積平野などの軟弱地盤地域における過剰な地下水採取により、地層が収縮し地面が沈下する現象で、典型 7 公害の一つとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢で確認しづらいこと、沈下すると復元が難しいこと、水害・震災等の災害を助長すること等がある。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域毎に利水目的等に応じた類型 6 段階（河川）の基準を定めている。各公共用水域については、類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。

水銀

常温で唯一液体の金属であって、無機水銀と有機水銀に分けられる。人に対しては、無機水銀も有毒であるが、有機水銀のうち、水俣病の原因物質となったアルキル水銀は特に毒性が強く、脳と神経を侵す作用が大きい。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオン濃度を表す指数をいう。7 を中性とし、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

生活環境項目（一般項目）

生活環境項目は、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群、n-ヘキサン抽出物質含有量、全窒素、全リンの 9 項目について定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

生活排水

「し尿排水」と「日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水」をいう。生活排水のうちし尿を除くものを「生活雑排水」という。

生活排水処理率

下水道法上の下水道のほか、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、その算式は次のとおりである。従来は、汚水衛生処理率と表記していたが、羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の表記と統一した。

$$(\text{下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{コミュニティ・プラント人口}) \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$$

なお、下水道等の整備済区域であっても下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれている。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標をいう。水質汚濁に係る環境基準の中では、河川の利用目的に応じてBOD値が決められている。

生物指標

水のきれいなところと汚れているところとでは、その程度に応じてそれぞれ異なった生物がすんでいる。このことを利用して、そこにすむ生物の種類から逆に水質を計る尺度を生物指標という。理化学的な環境指標がサンプリング時点での情報を伝えるのに対して、生物指標はその生物の発生からサンプリング時までの比較的長い期間の情報が得られる。また、理化学的な環境指標が限定された物質の数量的な情報が得られるのに対して、生物指標は総合的な情報が得られる特色がある。

ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。（「カーボンニュートラル」と同義。）

騒音レベル

騒音計の聴感補正回路「A」（人の感覚の周波数特性を模したもの）で測定された音圧レベルのことをいい、単位にはデシベルを用いる。

騒 音 の 尺 度	
130 デシベル：最大可聴限界	60 デシベル：普通の会話
120 デシベル：飛行機のエンジン近く	50 デシベル：静かな事務所
110 デシベル：自動車の警笛（2m）	40 デシベル：深夜の市内
100 デシベル：電車の通る時のガード下	30 デシベル：深夜の郊外
90 デシベル：騒々しい工場	20 デシベル：ささやき声
80 デシベル：バスの中	0 デシベル：最小可聴限度
70 デシベル：騒々しい事務所	

総水銀

水銀による汚染状況を示す測定値の名称である。試料に含まれる水銀と水銀化合物を合わせた金属水銀の量を分析した値を総水銀値としている。

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられ

る規制手法のことをいう。地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称である。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。「ダイオキシン類対策特別措置法」において、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義した。特にダイオキシンの一種である2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)は、動物実験でごく微量でもがんや胎児に奇形を生じさせるような性質を持っていることが確認されている。

大気汚染監視テレメータシステム

県内に設置されている大気環境自動測定局と、大気環境測定車「あおぞら号」から送られてくる測定データを岐阜県保健環境研究所に設置された中央監視局で常時監視するとともに、各種の解析処理を行い、県内の大気環境を的確に把握するシステムである。

大腸菌数

河川などで使用される基準値の一つ。糞便に混ざって水中に流れ込む大腸菌数を検出することで、糞便汚染を捉えるための指標となる。

耐用1日摂取量(TDI:Tolerable Dairy Intake)

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても、健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量で、2,3,7,8-TCDDに換算した量として表したものをいう。日本では、平成11年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法の施行令で、4pg-TEQ/kg体重/日(1日体重1kgあたり4pg)が定められた。

炭化水素

炭素と水素からなる化合物の総称である。発生源は、メタンガスのように自然現象によるものと、石油や有機溶剤などの生産、消費の過程で生じるものがある。炭化水素は、窒素酸化物と共存してオキシダントの原因となるため、自動車からの排出が規制されている。

地下水汚染

トリクロロエチレン等による有機塩素系溶剤により、近年、地下水が全国的に広範に汚染されていることが明らかになってきた。昭和57年度に環境庁が全国を対象に地下水の汚染実態調査を行ったが、トリクロロエチレン等の化学物質が多く、井戸で検出された。

地球温暖化

地球をとりまく大気中の二酸化炭素、メタン、フロン等の微量ガスは、地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持ち、地表の温度を生物の生存に適した温度に保っているが、近年、これらのガスの大気中の濃度は確実に増加しており、地表の温度が上昇することによって、人間をはじめ、広く生態系に深刻な影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

窒素酸化物(NO_x:Nitrogen Oxide)

物が燃える際に空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物(NO_x)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなど、高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO₂)となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)とを合わせて窒素酸化物(NO_x)と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

中央値 (L_{A50})

不規則かつ大幅に変動する騒音の大きさの評価に用いられ、この中央値の意味は、この値より大きい時間と小さい時間が等しいことを示している。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ないソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル・電気ハイブリッド自動車などをいう。

なお、排出ガスを排出しない電気自動車や燃料電池自動車はゼロエミッション車（無公害車）という。

低周波空気振動

人間は周波数 20～20,000 ヘルツ (Hz) の範囲内の音（可聴音）を聞くことができる。周波数がそれ以下になると、われわれの耳では聞こえない音となり、この範囲の音を超低周波という。超低周波の音圧レベルが高いと、心理的影響や生理的影響、あるいは建物への影響（建具等のがたつき）等がみられるようになる。しかし、建具等ががたつく現象は、可聴音の低音域（100 ヘルツ程度以下）でもみられることから、一般に 100 ヘルツ以下の音を低周波音といい、この周波数範囲の現象を低周波空気振動と呼んでいる。発生源は、自然現象からも発生するほか、工場の機械、交通機関等多種多様である。

定量限界

一定体積の試料中で、ある定量方法によって定量可能な最小濃度のことをいう。

デシベル (dB)

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dB で表示する。

テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤のテトラクロロエチレンは、無色、エーテル様の臭いを有する液体で揮発性、不燃性のもので、ドライクリーニング、フロン 113 製造原料、金属部品脱脂洗浄、繊維の精錬加工に使用される。人や動物の体に蓄積することはないものの、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物を用いた実験結果からガンを誘発する物質であることが分かってきた。

典型 7 公害

環境基本法によって定められている公害で、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」の総称。

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したものをいう。国際的にも騒音の評価値として広く使用され、騒音の発生頻度や継続頻度を含めた評価が可能である。

毒性等量 (TEQ : Toxicity Equivalency Quantity 又は Toxic Equivalent)

ダイオキシン類の毒性は、異性体ごとに異なるので、毒性を評価する際には、最も強い毒性を示す 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算し、毒性換算後の値を毒性等量 (TEQ) として表す。

特定建設作業

「騒音規制法」及び「振動規制法」の規定に基づく、騒音あるいは振動を発生させる恐れのある建設関係作業をいう。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために、公害関係法令では、「特定施設」という概念を設けている。大気汚染防止法では「ばい煙又は粉じんを排出する」施設、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、「騒音規制法」では「著しい騒音を発生する」施設をいい、政令でその種類、規模、容量等の範囲が定められている。

土壌汚染

化学物質が事故などにより土壌に浸透したり、不法に土壌へ捨てられ、土壌の持つ浄化能力を超過して過剰に土壌へ入ると、土壌が持つ諸機能を損ない、地下水汚染をはじめとした環境汚染を引き起こすことにもなる。

トリクロロエチレン

有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれている。常温では液体で蒸発しやすく、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、油分や繊維製品のよごれを落とす目的で、工場や事業所などで使われ、特に半導体の製造産業などでは欠かせないものとなってきた。しかし、トリクロロエチレンは、人や動物の体に蓄積することはないものの、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験では、がんを引き起こすおそれのある物質であることがわかってきた。

【な行】

75%水質値

年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことをいい、BOD及びCODについて、環境基準と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる。

鉛

化合物も含め、水銀などと並んで毒性の強いものの一つである。人に対しては、呼吸器、消化器、皮膚から吸収され、骨や内臓に沈積して排泄しにくく、慢性中毒を起こす。

二酸化硫黄（ SO_2 : Sulfur Dioxide）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質でもある。

Nm^3 （ノルマル立法メートル）/時

温度が 0°C であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりのガス量を示す値である。

【は行】

ばい煙

「大気汚染防止法第2条第1項」では、次の物質を「ばい煙」と定義し、排出基準を定めている。(1)燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的

処理を除く)に伴い発生する物質のうち、カドミウム・塩素等の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいう。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分類している。

一般廃棄物とは、主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどであり、各市町村が収集・運搬し、処分する。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って工場などから排出される燃えがら、汚泥、廃プラスチックなどの廃棄物のことであり、排出した者が責任をもって処理しなければならず、種類ごとに処分のための基準が定められている。

排出基準(排水基準)

工場や事業場から排出(水)される汚染物質の許容限度を定めた基準のことをいう。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」を定めている。この基準は、環境基準と異なり、工場や事業場に対する直接の規制基準としての効果をもち、これらの基準を超えた場合は処罰の対象になるほか、改善のための措置がとられる。

ばいじん

燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる粒子状物質をいう。大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんをばい煙の一種類として規定し、ばい煙発生施設の種類と規模ごとに排出基準を設けている。

パワー平均

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていことから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量に戻して、算術平均した上で対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

微小粒子状物質(PM_{2.5}: Particulate Matter 2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下の非常に小さな粒子のことをいう。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。また、発生源によりさまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによってその組成が変動する。

非メタン炭化水素

炭化水素の中で、光化学反応に関与しないメタン(CH_4)を除いたものをいう。

ピコグラム(pg)

1兆分の1グラムを示す。

ポリ塩化ビフェニル(PCB: Polychloro biphenyl)

PCBは有機化合物の一つであり、不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されてきた。昭和43年に熱媒体に使用していたPCBが漏れ食品に混入し、油症患者が発生した事件(カネミ油症事件)により、PCBの毒性が問題となった。調査の結果、PCBは人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こすことがわかったが、環境調査が進むにつれて東京湾の海水や母乳からも検出され、汚染が広まっていることが確認された。昭和47年にPCBの製造が中止され、PCBの環境汚染を防止する措置がとられた。

p p m (parts per million)

100 万分の 1 の単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことをいう。1ppm とは、大気汚染物質の濃度表示では、大気 1m³ の中にその物質が 1cm³ 含まれていることをいい、水質汚濁物質の濃度表示では、水 1kg の中にその物質が 1mg 含まれていることをいう。

富栄養化

太陽光線を受けると藻類や植物性プランクトンが増殖し、冬になるとこれらが枯死し腐敗する仮定で、窒素やリンを水中に放出する。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化という。

浮遊物質 (S S : Suspended Solid)

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。単に水質汚濁の原因となるだけでなく、魚のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。

浮遊粒子状物質 (S P M : Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 マイクロ・メートル以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

フロン

炭素、フッ素、塩素原子からなる物質の総称であって、無色透明の気体か蒸発しやすい液体である。化学的・熱的に安定しており、腐食性・毒性も低く引火性がないため、冷蔵庫・クーラーの冷媒、半導体の洗浄剤として使用されてきた。しかし、オゾン層破壊の原因であるとして、生産・消費の規制と段階的消滅が図られ、日本では 2020 年に全廃となりました。

粉じん

気体中に浮遊している微細な粒子状物質の総称である。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質を「粉じん」と定義している。さらに、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものを「特定粉じん」、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」とし、特定粉じんについては規制基準を定め、一般粉じんについては、その発生施設について構造・使用・管理に関する基準を定めている。

【や行】

有害大気汚染物質

継続的に摂取した場合に、発がん性や慢性毒性など人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。現在、234 種類の有害大気汚染物質がリストアップされている。そのうち、トリクロロエチレン、ダイオキシン類等 22 物質がモニタリング（監視）等の優先的取組物質となっている。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンおよびダイオキシン類については、環境基準が定められている。

溶存酸素量 (D O : Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の浄化作用や水中の生物に必要な不可欠なものである。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

用途地域

都市計画法に基づき、都市計画区域に定められる地域で、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」がある。

【ら行】

類型指定

「水質汚濁に係る環境基準」については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて3～6段階の類型に、「騒音に係る環境基準」については、4段階の類型が設けられ、それぞれに基準値が定められている。これらの類型を当てはめる水域または地域を指定することを類型指定といい、その指定は国または都道府県知事が行う。

レッドデータブック

環境の悪化、開発、採取などにより、絶滅のおそれのある生物種などをリストアップし、その生態や生育分布、絶滅の危険度をランク分けした本をいう。環境省や県などから発行されている。

六価クロム

昭和48年3月に東京の地下鉄工事中に化学工場の跡地から、六価クロム化合物を含む鉱さいが発見され、六価クロムによる土壤汚染問題が大きな社会問題となった。クロムは、クロム化合物として、環境中にある主な形態の酸化数が3及び6のものである。このクロムの酸化数に従ってそれぞれ三価クロム化合物、六価クロム化合物と呼ばれている。生物に対する毒性は六価クロムの方がはるかに高く、また、土壤中での移動性も六価クロム化合物の方が大きいと言われている。

4 羽島市環境基本条例

○羽島市環境基本条例

平成31年3月20日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創出に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策

定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、発生する廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、互いの立場を尊重し、必要に応じて協働するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する羽島市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境に関する情報の提供）

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進体制等の整備）

第14条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創出に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第16条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（審議会の設置等）

第17条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創出の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

5 羽島市美しいまちづくり条例

○羽島市美しいまちづくり条例

平成12年3月28日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等ごみ 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類するごみをいう。
- (4) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器を回収する容器をいう。
- (6) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）
- (8) 雑草の繁茂 その所有し、占有し、又は管理する土地に雑草等が生い茂り、又は枯れたまま放置されている状態をいう。
- (9) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他公共の場所を汚すことをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、互いに協力し、地域の環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、みだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の環境美化に努めるとともに、事業活動によって生ずる空き缶等ごみの散乱防止について、消費者に対する意識の啓発に努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の雑草の繁茂を防止しなければならない。

2 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに空き缶等ごみが放置されないよう必要な措置を講じなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬等のふん害の防止に努めなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等のふん害を防止するため、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等が道路、公園その他公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に対する意識の啓発等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため必要があるときは、関係機関等と連携するものとする。

(市の施策への協力)

第8条 市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第10条 市長は、第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項又は第6条第2項の規定に違反した者に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定めその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

【編 集】令和6年3月作成
羽島市役所 生活環境部 生活環境課
〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
TEL 058-392-1111 (代表)
FAX 058-391-2100
E-mail seikatsu@city.hashima.lg.jp